町長への手紙 ～皆さまの声をお寄せください～

町長への手紙は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。今月号の広報に専用用紙を掲載しておりますので、皆さまのご意見・ご要望などをお寄せください（任意の用紙でも構いません）。いただいたお手紙は町長がすべてに目を通し、担当課と協議のうえ回答いたします。今回は、令和3年度にいただいた42通のお手紙の中から、抜粋して紹介します。

※今回掲載した内容は、回答時点のものであり、最新の状況と異なる場合があります。これまでに寄せられたご意見はコチラ⬇

▼問い合わせ先
総務課　秘書広聴係
☎68-2211（内線311）

問　道路整備について　予算が多額に使用されるため、安易に申し上げられませんが、羽根野台に居住して40年以上が経過しましたが、道路がデコボコになり、砂利が出て、水がたまり、草が生えるというような状況です。他の道路は何度か舗装されていますが、この道路は団地が造成されて以来、穴の補修くらいできっちり舗装されたことがありません。不公平、力の関係があるのでしょうか。ご検討ください。

答　道路整備について、お手紙にありますような不公平、力の関係はまったくございません。羽根野台地内の道路整備工事は、平成24年度から随時行っております。今年度（令和3年度）は、二葉幼稚園周辺を整備することになっております。ご自宅前の道路につきましては、早急に整備することはできませんが、数年後には、整備できると考えられます。整備されるまでの間、穴等で通行に支障がある場合は、補修等を行い対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（担当　建設課）

町有地の売払いを実施します

町で所有している土地について、売払いを実施いたします。購入を希望される方は、左記の要領でお申し込みください。

▼売払対象物件所在地
利根町大字立崎字内前347番・348番
当該売却地の写真および要項などについては、町公式ホームページに情報を公開しております。
こちらの土地は市街化調整区域になりますので、建物を建てる際には、いくつかの制限がございます。

▼購入者資格
詳細は町公式ホームページにて記載しておりますので、ご確認ください。

▼売払方法
一般競争入札（最低売渡価格あり）
購入希望者は購入希望申込書兼入札書を、6月1日㈬午後5時までに財政課までご提出ください。

※郵送により提出の場合は必着分有効
入札に関する留意事項などの詳細は町公式ホームページに掲載しておりますので、確認の上お申し込みください。
また、土地に関する質問などがございましたら、財政課までお問い合わせください。

▼土地の引き渡し方法について
契約締結後、契約金の納付が確認でき次第、所有権移転登記を行います。

▼問い合わせ先
財政課　契約管財係
☎68-2211（内線354）

東側から撮影

西側から撮影

「町長への手紙」

「町長への手紙」の使い方
・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和5年3月31日㈮まで使用できます。

ご回答できない事例

ご意見の内容などが、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

- ●内容、趣旨が不明なもの
- ●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
- ●営利を目的としていることが明らかなもの
- ●公序良俗に反するもの
- ●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
- ●町が担当する事務でないもの
- ●その他、町が不適当と認めたもの

キリトリ

のりしろ

題　名

この線に沿って内側に折り畳んでください。

〒　　性　別
ご住所　　年　齢

（ふりがな）　　電話番号
お　名　前　　（日中連絡のとれる）

本意見の回答を　□ 希望する　□ 希望しない
※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを　□ 承諾する　□ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ